

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	水大気環境課	整理番号	6-6
処分の種類	要措置区域内における汚染除去等計画の変更命令			
根拠法令条例等・条項	土壌汚染対策法第7条第4項			
処分の概要	汚染除去等計画の提出が環境省令で定める技術的基準に適合していないと認めるときは、その提出から30日以内に限り計画の変更を命ずることができる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】</p> <p>・土壌汚染対策法 第7条第4項 都道府県知事は、汚染除去等計画(汚染除去等計画の変更があったときは、その変更後のもの。以下この項から第9項まで、第9条第1号及び第10条において同じ。)の提出があった場合において、当該汚染除去等計画に記載された実施措置が環境省令で定める技術的基準(次項において「技術的基準」という。)に適合していないと認めるときは、その提出があった日から起算して30日以内に限り、当該提出をした者に対し、その変更を命ずることができる。</p> <p>6 前3項の規定によって講ずべき指示措置等に関する技術的基準は、環境省令で定める。</p> <p>・土壌汚染対策法施行規則 第38条 法第7条第4項の命令は、相当の履行期限を定めて、書面により行うものとする。 第39条 法第7条第4項の実施措置に関する技術的基準は、次条及び第41条に定めるところによる。 第40条 別表第6の1の項に規定する地下水の水質の測定、同表の2の項に規定する原位置封じ込め、遮水工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止及び土壌汚染の除去、同表の3の項に規定する遮断工封じ込め、同表の4の項に規定する不溶化、同表の7の項に規定する舗装及び立入禁止、同表の8の項に規定する土壌入換え並びに同表の9の項に規定する盛土の実施の方法は、別表第8に定めるところによる。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、次に定めるところにより、実施措置を講じるものとする。</p> <p>一 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が要措置区域内の帯水層に接する場合にあっては、土地の形質の変更の施行方法が環境大臣が定める基準に適合していること。</p> <p>二 前号に定めるもののほか、基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透及び地下水汚染の拡大を防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>三 要措置区域外から搬入された土壌を使用する場合にあっては、環境大臣が定める方法により当該土壌の特定有害物質による汚染状態を調査し、把握すること。</p> <p>四 要措置区域の指定に係る土壌汚染状況調査と一の土壌汚染状況調査により指定された他の要措置区域から搬出された汚染土壌を使用する場合にあっては、当該土壌の使用に伴い、人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。</p> <p>第41条 次に掲げる基準に従い港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項第9号の2に掲げる廃棄物埋立護岸において造成された土地であって、同条第1項に規定する港湾管理者が管理するものについては、実施措置が講じられている土地とみなす。</p> <p>一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準又は同法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準若しくは同法第12条の2第1項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準</p> <p>二 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第10条第2項第4号に規定する基準</p>			
基準の制定根拠	-			